

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
 - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
 - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - (2) 海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等
- 5 日本語能力の評価
試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。